

## 第2回「(仮称)浦安市認知症条例」制定にかかる懇話会 議事要旨

1. 開催日時 令和3年11月4日(火)午後6時~7時30分

2. 開催場所 ニッセイ基礎研究所 会議室4・5

3. 出席者

内田市長

(委員)

朝田隆会長、岸田宏司副会長、植草工委員、栗田駿一郎委員、鈴木信男委員、

徳田雄人委員

(事務局)

福祉部部長、福祉部次長、高齢者包括支援課課長、高齢者包括支援課課長補佐、

高齢者包括支援課高齢対策係

4. 議題

(1) (仮称)認知症条例素案について

(2) 意見交換

5. 議事の概要

(1) (仮称)認知症条例素案について

事務局から、各条文の制定意図について説明し、共有を図った。

6. 会議での主な意見

○医療の発展により、平均寿命が延び、高齢になると誰もが認知症と付き合うことが前提になる。だからこそ「地域の課題」と書かれていることが一番大事。

○認知症を理解していない、知識がないと、「ともに生きる」というよりも、処置して生きていくということが、前面に出てくる。例えば火の始末が心配だから調理をさせない、のように廃用が進んでいく。そうならないよう、「認知症によりできなくなることを、社会全体で補完していく取組をしなければならない」と具体的に第6条に書かれている。第6条の内容を事業者が理解して、社会のあり方を少しアップデートしてもらうような意識が必要になる。

○権利擁護の記載について、物理的な虐待だけでなく、機会をはく奪するような、いわば消極的な虐待のようなことも含め、虐待を未然に防ぐような条例になっていることが大事だと考える。そういう意味で、成年後見についてもきちんと書かれていて、この姿勢で市の方向性が上手く出ているように思う。

○備えについて、「良くないものに備える」という意味にも取られる可能性もあり、予防や備えの言葉の持つ意味や、市の考え方を整理せずに、単に予防を備えに言い換えるだけではいけないと整理された。認知症になったらどのような生活をするかということを考えてもらうことが重要であり、備えという言葉を使用することで誤解を招くおそれがあることから、備えという言葉が条文では使用しないこととされている。

一方、予防については、認知症を遅らせるという意味での予防はあくまでもポピュレーションアプローチとしての予防として位置付け、個人を対象とした認知症予防を目的とした事業を行うという意味では考えていないため、市民の役割に規定しないこととされた。

事務局の説明を伺い、これまでの様々な議論を踏まえた事務局の検討経緯、結論に納得できた。

○16条の1項で、虐待をしてはならないと言い切っている点は、すごくすっきりとして非常に素晴らしいことだと思う。

○役割規定の中で、市は責務で、他の項目は役割にされていて、家族だけは取組という言葉に置き換えていること、「努めること」という語尾の使い方には、苦慮された結果であると推察する。

市長：

市民の意識も様々であることから、市民の皆様の考え方を尊重しなければならないと思っており、責務、役割、取組と使い分けた。家族に関しては、第2項において、家族として相談することができる、努力規定ではなく、頼っていいんですよというニュアンスを意識して、あえて「取組」とした。

○福祉サービス、医療、介護、福祉に関する事業者について、例えば、隣接する自治体のデイサービスに、浦安市から通われている方についても含まれるか。

市長：

第2条の定義の4項「市内において医療、介護又は福祉に関するサービスを提供する事業者」という表現の「市内において」の部分に、「市外に事業所があり、浦安市民にサービスを提供している場合」も含んでいると整理している。

○予防、備えについて、確かに予防を備えと言い換えるということで、特に解決していないような気がしていたので、こういう形で言葉を定義され、分かりやすくなった。

○第6条の事業者の役割において、生活関連産業について具体的な形で言及されており、非常に分かりやすくなった。

○第 6 条で必要な教育の機会を設けるという表現になっており、企業に認知症サポーター養成講座を受講してもらうこと等が想定される。入口としては良いと思うが、実際に現場で感じている課題は、接遇の問題というより、仕組みの問題であると考えている。例えば、サービス業における、接客のマニュアルであるとか、ATM であれば、ATM の設計の問題、浦安市内だけで解決できるかどうか分からないが、もう少し、仕組みに言及していく必要もあるかと思う。例えば、スーパーで、スローレジ・スローレーンのようなものを設けて、マナー的なものよりも、実際使いやすくするための仕組みを考えていけると良い。イギリスでは、認知症アクションアライアンスという組織が各地にあり、色々な生活関連産業の代表者の集まりが、年に 1・2 回程度、定期的で開催され、それぞれの市の中で、こんな事例があった、そのためにうちの企業ではこんな取組ができます、など情報交換する場がある。条例に書くか否かは別だが、必要な教育の機会を設けるという先に、例えば、この様な民間の事業者さんが集まる連絡会や情報交換をするような場をつくるというようなどころまで見えてくると大変良い。

市長：

情報交換の場をつくるという、具体的なものについては、通常逐条解説等の中で、方向性を出させていただければと思う。

○7 頁の第 19 条認知症施策推進計画の 3 番、「認知症の人、本人およびその家族等の意見を聞かなければならない」と規定されるのは大変良いと思う。実際に生活が良くなっているのか、困りごとが解決しているのか等、定期的聞く場があるというのはとても大事だと思うが、私が実際に接している認知症の方、ご家族を想定して考えると、急に会議室に呼ばれて、どうでしょうと聞かれても、具体的な意見を引き出すのは難しいのではないかと想定される。

そのため、これを実現するためにはいくつかステップを踏む必要がある。ひとつは、認知症の方が診断されてから、まず社会生活がある程度一般的にできるというイメージを持たれること、そこから社会参加した上で、政策に対して何か意見を言うと改善していきんだとイメージを持っていただく。社会参加の度合いを高めていくための具体的なプログラムを用意し、階段を上るようにして、最終的に意見が出てくるような状況をつくっていく必要があると思う。浦安市としても、ご本人のための認知症カフェとか、本人ミーティングというのを実施されているので、それを積み重ねながら、この様な状況を作ることがとても大事だと思う。

○第 7 条の医療、介護、福祉事業者の役割に関連するかと思うが、認知症であることによって入院できない、あるいは入院したが身体拘束が常態化しているとか、そういった病院が全国的に多くある。実は一番変わらなくてはいけないのが、この一般的な病院や急性期の病院だと考えている。条例にどのように記載するかは別として、こういったまちづくりを進めよう

という流れと並行して、認知症になると一般的な医療が受けられない、入院ができない、あるいは本人が望まない形で入院が決められてしまうというようなことについて、医療福祉関係者の考え方とか、普段のやっつけやっつけを直して改善していく必要があると考えている。現状は第7条では、気持ちを受け止め、サービスを提供するということが、もう少し、踏み込み、権利擁護や意思決定支援などが医療機関の中においても取組まれることができるという。良い。

市長：

医療現場における必要最低限の拘束が生じる中、その点どのように条例に反映させていけばよいのかは今後の課題として受け止めさせていただく。

○事務局説明から、改めてその条例の中に入れる言葉の重みを感じた。ぜひその言葉を選択した意図や、そこに込めている思いについても、葛藤の部分を含めて、逐条解説の中に盛り込んでいただきたい。条例が出たあと、制定過程や、市が考えていることを市民に受け取っていただくという意味で重要だと思う。

○関係機関の役割と定義のところなのですが、資料1-3の関係機関の例示に、学校、大学と記載があり、「教育」が入っている一方で、第10条の3項のところ、それを吸収・受け止めるということであれば、そのままでも良いかなと思う。

事務局：

資料1-3の例示に記載しましたが、関係機関として学校や大学に役割を担っていただくことは難しいため、定義に「教育」は含んでいない。資料1-3の例示からも学校、大学を削除予定。

○第11条で希望や生きがいを持って暮らしている認知症の人の思いや、意見を聞くというところは大変重要だと思う反面、希望や生きがいを持たず悩みや、葛藤を抱えながら暮らしている認知症の方がいるもの事実。希望や生きがいを持っている認知症の方のご意見を聞くという書きの方が理解という意味では良いのかもしれないが、誰でも意見を言って、困っていることを伝えていい、という部分を表現できると大変良いのではと思う。実際、苦勞している点も発信されることで、ほかにも同じように苦勞している人が勇気づけられる部分もあると思うので、認知症の人本人、その家族、誰でも、こういうことを発信したいと思った人は発信できる、というニュアンスがもう少し伝わっていくと思う。

市長：

認知症になっても、希望や生きがいを持って、今までのような暮らしが継続できる人がいるということを知ってもらいたい、という思いがあり、この条例全体を通して、この希望や生きがいという言葉が様々な箇所に出てくる。中重度の認知症の方で、ご苦勞が多くある中でも、ふと笑顔を見せてくださり、希望や生きがい、何かしらの楽しみを持たれている方が多

くいらっしゃる。そういったことにも着目して発信していきたいと思っている。

○予防と備えの整理のところも、考えた過程を含め市としての意図を逐条解説、その他の広報資料等に掲載していただけると良い。説明資料に、研究開発のところまで妨げるものではない、とあるとおりで、予防に必ずしも徹するのではなく、研究開発、ポピュレーションアプローチという言葉もあったように、全体として取り組む点は一定程度残せるといい。こうした表現の仕方で上手く伝わっていくと思う。

○社会福祉協議会において、様々な事業を行っているが、どちらかと言うと、高齢者に対する事業が多く、家族を含め若い世代にどう取り組んでいかなければならないのかということ、若年性認知症への配慮や体制づくりを考えるべきだと思う。

市長：

この認知症条例に紐づく事業、関係機関が実施するものも含めてチェックをしながら進めたい。

○体制づくり等に関しては、ボランティアの活用等、考えていかななくてはならないが、もしこの条例が制定されれば、認知症に対する関心も高まって、民生委員さんなど、より積極的な活動ができるのではないと思う。

○第16条の権利擁護について、このような条例で、何人も認知症の人を虐待してはならないという、はっきりした表現は見受けられることがないので、これが浦安市らしさと、ひとつの特徴にもなるとみている。

○認知症というのは、特に年齢に関係なく、誰もがなり得る病気だということを、この条例を通して、正しく理解してほしい。古いイメージの方もまだまだいる。第2条の中で、認知症についての定義があり、そのあとに、認知症に関する知識の普及および啓発に努めなくてはならないということもあるので、市としても真摯に啓発について取り組んでいただきたい。

○特に私が印象的だったのは、若年性の問題。今後定年制が延び、60歳や65歳になると、女性でも一気に有病率が倍増するので、これは100人に2~3人に当たるということ。多くの事業所が当たり前のことになるので、雇用継続への配慮は非常に重要なことだと思う。